

## 付 議 第 3 号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 25 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

## 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「相当と」を「相当であると」に改める。

第10条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第18条第1項中「別表第2に定める使用料」を「使用料（1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に、「別表第3に定める占用料」を「占用料（1件の許可に係る占用料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る占用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の使用料の額は別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と、同項の占用料の額は別表第3に定める額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に同条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第3に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、同法第6条第1項の規定により非課税とされる場合の使用料又は占用料の額にあつては、それぞれ別表第2に定める額又は別表第3に定める額とする。

第19条第1項中「別表第4に定める広告出展料」を「広告出展料（1件の許可に係る広告出展料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る広告出展料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に改め、同

条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の広告出展料の額は、別表第4に定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第4に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

第20条第1項中「別表第5に定める」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の利用料の額は、別表第5に定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第5に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

第21条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第24条第1項中「別表第5に定める」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「その広報に務めなければ」を「、その広報に努めなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の利用料金の上限額は、別表第5に定める利用料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第5に定める利用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

第26条の2第2項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

第27条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第5号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第28条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第29条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第31条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第33条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第34条第1項中「施設」を「都市公園の施設」に改める。

第36条中「個人情報」を「、個人情報を」に改める。

第37条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

別表第2から別表第5までを次のように改める。

別表第2（第18条関係）

1 公園管理者以外の者が法第2条第2項に規定する公園施設を設ける場合

公園施設の種類	区分		計算単位	計算単位当たりの使用料
便益施設	売店、飲食店又は宿泊施設	高知公園	使用面積1平方メートル	年額1,850円
		五台山公園	使用面積1平方メートル	年額1,400円
		種崎千松公園	使用面積1平方メートル	年額1,200円
		室戸広域公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円
		安芸広域公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円
		鏡野公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円
		野市総合公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円
		春野総合運動公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円
		土佐西南大規模公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円

2 県有公園施設を管理する場合

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
五台山公園展望台	管理面積1平方メートル	年額1,440円
室戸広域公園売店	管理面積1平方メートル	年額1,440円
野市総合公園売店又は飲食店	管理面積1平方メートル	年額1,440円
春野総合運動公園売店、飲食店又は陸上競	管理面積1平方メートル	年額1,440円

技場内事務室		
土佐西南大規模公園売店又は飲食店	管理面積 1 平方メートル	年額1,440円

- 備考 1 使用又は管理の面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 計算単位当たりの使用料を年額で定めたもので、使用若しくは管理の期間が1年未満のもの又は使用若しくは管理の期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

別表第3（第18条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの占用料
鉄塔	1基	年額2,570円
木柱、鉄柱、コンクリート柱支柱又は支線柱	1本	年額1,260円
H柱	1本	年額1,940円
電線電話線	1メートル	年額60円
埋設諸管	1メートル	年額160円（直径が30センチメートルを超えるものにあつては、160円に30センチメートルを超える直径が30センチメートルを増すまでごとに140円を加算した額）
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートル	日額20円
公衆電話所	占有面積1平方メートル	年額1,190円
標識	1基	年額940円
通路又は通路橋	占有面積1平方メートル	年額970円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占有面積1平方メートル	月額230円

郵便差出箱又は信書便差出箱	1 個	年額600円
---------------	-----	--------

- 備考
- 1 占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
  - 2 計算単位当たりの占用料を年額で定めたもので、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
  - 3 計算単位当たりの占用料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

別表第4（第19条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの広告出展料
行商又は宣伝活動	1人	月額860円
露店	1箇所	月額860円
貸しござ業	1箇所	月額860円
貸しボート	1隻	月額80円
貸しブイ店舗	1箇所	月額860円
自転車預かり業	広告出展許可面積 1平方メートル	月額260円
業として行う写真の撮影	撮影者1人	月額860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,740円
興行	広告出展許可面積 1平方メートル	日額20円
競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展	広告出展許可面積 1平方メートル	日額20円
広告（可動式で、設置期間が1月以内のものに限る。）	表示面積1平方メートル	日額300円

備考 1 広告出展許可面積又は表示面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

2 計算単位当たりの広告出展料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。



- 3 計算単位当たりの広告出展料を時間で定めたもので、広告出展許可の時間が1時間未満のもの又は広告出展許可の時間に1時間未満の端数のあるものは、当該時間又は端数を1時間として計算する。

別表第5（第20条、第24条関係）

1 高知公園

(1) 高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門

区分	単位	利用料
大人	1人1回	390円

(2) 駐車場

区分	利用料		
	基本利用料（最初の1時間まで）	超過利用料（超過時間30分までごとに）	夜間利用料（観光バスに限る。）
バス	530円	210円	2,960円
乗用自動車	340円	100円	—

2 室戸広域公園

(1) 野球場

表 省略

(2) 運動広場

表 省略

(3) 雨天練習場

表 省略

(4) 屋根付き多目的広場

表 省略

(5) 附属設備

表 省略

3 野市総合公園

のいち動物公園

表 省略

4 春野総合運動公園

(1) 野球場

表 省略

(2) ソフトボール場

- 表 省略
- (3) 運動広場
  - ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D
    - 表 省略
  - イ 運動広場C
    - 表 省略
- (4) 多目的広場
  - ア 芝生広場
    - (ア) 専用の場合
      - 表 省略
      - (イ) 共用の場合（パークゴルフ場（広場コース）の利用を含む。）
        - 表 省略
    - イ パークゴルフ場（林間コースに限る。）
      - 表 省略
- (5) テニスコート
  - 表 省略
- (6) 体育館
  - 表 省略
- (7) 球技場
  - 表 省略
- (8) 陸上競技場
  - ア 専用の場合
    - 表 省略
  - イ 共用の場合
    - 表 省略
- (9) 水泳場
  - ア 専用の場合
    - 表 省略
  - イ コース貸しの場合
    - 表 省略
  - ウ 共用の場合
    - 表 省略
- (10) 屋内運動場
  - 表 省略
- (11) 射撃場
  - ア 専用の場合

表 省略

イ 共用の場合

表 省略

(12) アーチェリー場

表 省略

(13) 相撲場

ア 本土俵

表 省略

イ 練習土俵

表 省略

(14) 会議室

表 省略

(15) 附属設備

表 省略

## 5 土佐西南大規模公園

(1) 集会所

表 省略

(2) 球技場

表 省略

(3) テニスコート

表 省略

(4) オートキャンプ場

表 省略

(5) 多目的棟

表 省略

(6) 体育館

表 省略

(7) 運動広場

表 省略

(8) 大方地区キャンプ場

表 省略

(9) 多目的芝生広場

ア 陸上競技場

(ア) 専用の場合

表 省略

(イ) 共用の場合

表 省略

イ パークゴルフ場

表 省略

(10) 会議室

表 省略

(11) 附属設備

表 省略

- 備考
- 1 計算単位を時間で定めたもので、利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。
  - 2 1の(1)の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入場者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額とする。
  - 3 1の(2)の表において、「夜間利用料」とは午後6時30分から翌日の午前7時30分までの間の利用料を、「バス」とは乗車定員11人以上の自動車を、「乗用自動車」とはバスを除く四輪の乗用自動車（ライトバン及びピックアップを含む。）をいう。
  - 4 3の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入園者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額とする。
  - 5 1の(1)及び3の表において、「大人」とは、18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）をいう。
  - 6 4の(15)の表において、陸上競技場の照明設備を2分の1を超えて点灯する場合は、発電機を利用者自らが仮設するものとする。
  - 7 5の(4)及び(8)の表において、「宿泊利用」とは午後3時から翌日の午後1時までの間の利用を、「一時利用」とは午前10時から午後4時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午後1時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。
  - 8 5の(5)の表において、「宿泊利用」とは、午後3時から翌日の午前11時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午前11時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。
  - 9 5の(4)の表において、「電源設備」の「1回」とは、テントサイト1区画の宿泊利用若しくは一時利用又はテングローサイト1区画の宿泊利用のそれぞれの1回をいう。
  - 10 4の(4)のアの(イ)及び(4)のイ並びに5の(9)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、それ

ぞれの表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

- 11 2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)のアまで、(9)のア及びイ、(10)、(11)のア並びに(13)のア及びイ並びに5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のアの(ア)の表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(13)まで及び(15)並びに5の(1)から(3)まで、(6)、(7)及び(9)の表において、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。
- 12 室戸広域公園の野球場、運動広場、雨天練習場若しくは屋根付き多目的広場、春野総合運動公園の野球場、ソフトボール場、運動広場、多目的広場の芝生広場（共用の場合を除く。）、体育館（トレーニング室を除く。）、球技場、陸上競技場（共用の場合を除く。）、水泳場（共用の場合を除く。）、屋内運動場、射撃場（共用の場合を除く。）若しくは相撲場又は土佐西南大規模公園の集会所（集会室を除く。）、球技場、多目的棟、体育館（トレーニング室を除く。）、運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場（共用の場合を除く。）を時間単位で利用する場合の利用料の額は、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)のアまで、(9)のア若しくはイ、(10)、(11)のア若しくは(13)のア若しくはイ又は5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)のアの(ア)の表に規定するそれぞれの区分の時間外利用料の額に利用時間相当数（利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算した時間数をいう。）を乗じて得た額とする。
- 13 特定公園施設の利用について放送設備、照明設備、冷暖房設備、電源設備その他の設備を利用する場合又は通常以上に電力を消費する場合は、各施設の利用料の額に当該設備の利用料の額又は規則で定める利用料の額を加算した額とする。

別表第6備考中「利用料金」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立都市公園条例の規定により納付すべき使用料、占用料及び広告出展料については、なお従前の例による。

## 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（昭和24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、県が設置する都市公園の利用料金並びに使用料、占用料、広告出展料及び利用料の額に引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。



新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立都市公園条例（抜粋）

高知県立都市公園条例（抜粋）

（指定管理者による管理等）

（指定管理者による管理等）

第2条 略

第2条 略

2 前項の規定により指定管理者に都市公園館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、都市公園の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、都市公園の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 略

3 略

（特定公園施設の利用の許可）

（特定公園施設の利用の許可）

第10条 別表第1に定める公園施設（以下「特定公園施設」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第10条 別表第1に掲げる公園施設（以下「特定公園施設」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

2 略

（使用料又は占用料の徴収）

（使用料又は占用料の徴収）

第18条 法第5条第1項の許可を受けた者は使用料（1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は占用料（1件の許可に係る占用料の額が100

第18条 法第5条第1項の許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は別表第3に定める占用料を、県に納付しなければならない。

円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る占用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を、県に納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と、同項の占用料の額は別表第3に定める額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に同条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第3に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、同法第6条第1項の規定により非課税とされる場合の使用料又は占用料の額にあっては、それぞれ別表第2に定める額又は別表第3に定める額とする。

3 第1項の使用料又は占用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料又は占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。

（広告出展料の徴収）

第19条 第4条第1項の許可を受けた者は、広告出展料（1件の許可に係る広告出展料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る広告出展料の額に10円未満の端数を生

2 前項の使用料又は占用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料又は占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。

（広告出展料の徴収）

第19条 第4条第1項の許可を受けた者は、別表第4に定める広告出展料を県に納付しなければならない。

じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を県に納付しなければならない。

2 前項の広告出展料の額は、別表第4に定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第4に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項の広告出展料は、当該許可の際にその全額を徴収する。  
(利用料の徴収)

第20条 第10条第1項の許可を受けた者は、利用料を県に納付しなければならない。ただし、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の者又は高知市長が交付する高知県長寿手帳に類するものを所持する65歳以上の者が高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門、野市総合公園ののいち動物公園又は春野総合運動公園の水泳場を利用する場合は、この限りでない。

2 前項の利用料の額は、別表第5に定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第5に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項の利用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、高知公園の駐車場に係る利用料にあつては、当該利用を終了

2 前項の広告出展料は、当該許可の際にその全額を徴収する。  
(利用料の徴収)

第20条 第10条第1項の許可を受けた者は、別表第5に定める利用料を県に納付しなければならない。ただし、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の者又は高知市長が交付する高知県長寿手帳に類するものを所持する65歳以上の者が高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門、野市総合公園ののいち動物公園又は春野総合運動公園の水泳場を利用する場合は、この限りでない。

2 前項の利用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、高知公園の駐車場に係る利用料にあつては、当該利用を終了

する際にその全額を徴収することができる。

(使用料等の減免)

第21条 知事は、別表第6に定める場合に限り、使用料、占用料、広告出展料又は利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の承認)

第24条 利用料金の額は、利用料金の上限額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の利用料金の上限額は、別表第5に定める利用料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第5に定める利用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 指定管理者は、第1項の承認を受けて利用料金の額を定めた場合は、速やかに管理する都市公園の適切な場所に掲示する等により、その広報に努めなければならない。

(旅行者等の取扱いによる入場)

第26条の2 略

2 前項の規定により利用料を県に納付する者は、知事が特に認めるときは、第20条第3項の規定にかかわらず、当該利用料を月単位で取りまとめて後納することができるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第27条 指定管理者が行うことができる都市公園の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

する際にその全額を徴収することができる。

(使用料等の減免)

第21条 知事は、別表第6に掲げる場合に限り、使用料、占用料、広告出展料又は利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の承認)

第24条 利用料金の額は、別表第5に定める利用料金の上限額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けて利用料金の額を定めた場合は、速やかに管理する都市公園の適切な場所に掲示する等によりその広報に努めなければならない。

(旅行者等の取扱いによる入場)

第26条の2 略

2 前項の規定により利用料を県に納付する者は、知事が特に認めるときは、第20条第2項の規定にかかわらず、当該利用料を月単位で取りまとめて後納することができるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第27条 指定管理者が行うことができる都市公園の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園を管理するために知事が必要があると認める業務

## 2 略

(指定管理者の指定の申請)

第28条 第3条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第29条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して継続的に行う能力を有しており、又は確保することができるものであること。

## 2・3 略

(事業報告書の作成及び提出)

第31条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第33条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園を管理するために知事が必要であると認める業務

## 2 略

(指定管理者の指定の申請)

第28条 第3条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条第1項各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第29条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して継続的に行う能力を有しており、又は確保できるものであること。

## 2・3 略

(事業報告書の作成及び提出)

第31条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第33条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30

日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による都市公園の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの (指定の取消し等)

第33条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(原状回復義務等)

第34条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第33条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった都市公園の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りではない。

2 略

(秘密保持義務)

第36条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、

日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による都市公園の管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの (指定の取消し等)

第33条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第34条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第33条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りではない。

2 略

(秘密保持義務)

第36条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又

又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第37条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために知事が必要があると認める事項

別表第2 (第18条関係)

1 公園管理者以外の者が法第2条第2項に規定する公園施設を設ける場合

公園施設の種類	区分		計算単位	計算単位当たりの使用料
便益施設	売店、飲食店 又は宿泊施設	高知公園	使用面積1平方メートル	年額1,850円
		五台山公園	使用面積1平方メートル	年額1,400円
		種崎千松公園	使用面積1平方メートル	年額1,200円
		室戸広域公園	使用面積1平方メートル	年額1,050円

は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第37条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために知事が必要であると認める事項

別表第2 (第18条関係)

1 公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合

法第2条第2項の公園施設名	区分		計算単位	計算単位当たりの使用料
便益施設	売店、飲食店及び 宿泊施設	高知公園	使用面積 1平方メートル	年額 1,850円
		五台山公園	使用面積 1平方メートル	年額 1,400円
		種崎千松公園	使用面積 1平方メートル	年額 1,200円
		室戸広域公園	使用面積 1平方メートル	年額 1,050円

	<u>安芸広域公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,050円</u>
	<u>鏡野公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,050円</u>
	<u>野市総合公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,050円</u>
	<u>春野総合運動公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,050円</u>
	<u>土佐西南大規模公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,050円</u>

2 県有公園施設を管理する場合

<u>区分</u>	<u>計算単位</u>	<u>計算単位当たりの使用料</u>
<u>五台山公園展望台</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,440円</u>
<u>室戸広域公園売店</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,440円</u>
<u>野市総合公園売店又は飲食店</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,440円</u>
<u>春野総合運動公園売店、飲食店又は陸上競技場内事務室</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,440円</u>
<u>土佐西南大規模公園売店又は飲食店</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額1,440円</u>

備考 1 使用又は管理の面積で、1平方メートル未満であるもの

	<u>安芸広域公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,050円</u>
	<u>鏡野公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,050円</u>
	<u>野市総合公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,050円</u>
	<u>春野総合運動公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,050円</u>
	<u>土佐西南大規模公園</u>	<u>使用面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,050円</u>

2 県有公園施設を管理する場合

<u>区分</u>	<u>計算単位</u>	<u>計算単位当たりの使用料</u>
<u>五台山公園展望台</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,512円</u>
<u>室戸広域公園売店</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,512円</u>
<u>野市総合公園売店及び飲食店</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,512円</u>
<u>春野総合運動公園売店、飲食店及び陸上競技場内事務室</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,512円</u>
<u>土佐西南大規模公園売店及び飲食店</u>	<u>管理面積 1 平方メートル</u>	<u>年額 1,512円</u>

備考 1 使用又は管理の面積で、1平方メートル未満であるもの



又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

- 2 計算単位当たりの使用料を年額で定めたもので、使用若しくは管理の期間が1年未満のもの又は使用若しくは管理の期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

- 2 計算単位当たりの使用料を年額で定めたもので、使用若しくは管理の期間が1年未満のもの又は使用若しくは管理の期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 3 1件の許可に係る使用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
- 4 1件の許可に係る使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第3（第18条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの占用料
鉄塔	1基	年額2,570円
木柱、鉄柱、コンクリート柱支柱又は支線柱	1本	年額1,260円
H柱	1本	年額1,940円
電線電話線	1メートル	年額60円

別表第3（第18条関係）

都市公園を占用する場合

区分	計算単位	計算単位当たりの占用料
鉄塔	1基	年額 2,698円 (2,570円)
木柱、鉄柱、コンクリート柱支柱又は支線柱	1本	年額 1,323円 (1,260円)
H柱	1本	年額 2,037円 (1,940円)
電線電話線	1メートル	年額 63円 (60円)
埋設諸管	1メートル	年額 168円

埋設諸管	1メートル	年額160円（直径が30センチメートルを超えるものにあつては、160円に30センチメートルを超える直径が30センチメートルを増すまでごとに140円を加算した額）			(160円) ただし、直径が30センチメートルを超えるものについては、168円（160円）に30センチメートルを超える直径が30センチメートルを増すまでごとに147円（140円）を加算する。
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートル	日額20円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積 1平方メートル	日額 21円 (20円)
公衆電話所	占用面積1平方メートル	年額1,190円	公衆電話所	占用面積 1平方メートル	年額 1,249円 (1,190円)
標識	1基	年額940円	標識	1基	年額 987円 (940円)
通路又は通路橋	占用面積1平方メートル	年額970円	通路又は通路橋	占用面積 1平方メートル	年額 1,018円 (970円)
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置	占用面積1平方メートル	月額230円	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事	占用面積 1平方メートル	月額 241円 (230円)

場		
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個	年額600円

備考 1 占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。

2 計算単位当たりの占用料を年額で定めたもので、占有期間が1年未満のもの又は占有期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

3 計算単位当たりの占用料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

別表第4（第19条関係）

区分	計算単位	計算単位当たり
----	------	---------

用材料の置場		
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個	年額 630円 (600円)

備考 1 占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。

2 計算単位当たりの占用料を年額で定めたもので、占有期間が1年未満のもの又は占有期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

3 計算単位当たりの占用料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

4 1件の許可に係る占用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。

5 1件の許可に係る占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

6 計算単位当たりの占用料の欄中括弧内に掲げる金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる場合の占用料の額とする。

別表第4（第19条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの広
----	------	-----------

		の広告出展料
行商又は宣伝活動	1人	月額860円
露店	1箇所	月額860円
貸しごさ業	1箇所	月額860円
貸しボート	1隻	月額80円
貸しブイ店舗	1箇所	月額860円
自転車預かり業	広告出展許可面積 1平方メートル	月額260円
業として行う写真の撮影	撮影者1人	月額860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき 1,740円
興行	広告出展許可面積 1平方メートル	日額20円
競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展	広告出展許可面積 1平方メートル	日額20円
広告（可動式で、設置期間が1月以内のものに限る。）	表示面積1平方メートル	日額300円

- 備考 1 広告出展許可面積又は表示面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 計算単位当たりの広告出展料を月額で定めたものにおけ

		告出展料
行商及び宣伝活動	1人	月額 903円
露店	1箇所	月額 903円
貸しごさ業	1箇所	月額 903円
貸しボート	1隻	月額 84円
貸しブイ店舗	1箇所	月額 903円
自転車預かり業	広告出展許可 面積 1平方 メートル	月額 273円
業として行う写真の撮影	1人	月額 903円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間 1,827円
興行	広告出展許可 面積 1平方 メートル	日額 21円
競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展	広告出展許可 面積 1平方 メートル	日額 21円
広告（可動式、1月以内）	表示面積 1 平方メートル	日額 315円

- 備考 1 広告出展許可面積又は表示面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 計算単位当たりの広告出展料を月額で定めたものにおけ

る期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

3 計算単位当たりの広告出展料を時間で定めたもので、広告出展許可の時間が1時間未満のもの又は広告出展許可の時間に1時間未満の端数のあるものは、当該時間又は端数を1時間として計算する。

別表第5（第20条、第24条関係）

1 高知公園

(1) 高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門

区分	単位	利用料
大人	1人1回	390円

(2) 駐車場

区分	利用料		
	基本利用料（最初の1時間まで）	超過利用料（超過時間30分までごとに）	夜間利用料（観光バスに限る。）
バス	530円	210円	2,960円
乗用自動車	340円	100円	—

2 室戸広域公園

る期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

3 計算単位当たりの広告出展料を時間で定めたもので、広告出展許可の時間が1時間未満のもの又は広告出展許可の時間に1時間未満の端数のあるものは、当該時間又は端数を1時間として計算する。

4 1件の許可に係る広告出展料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。

5 1件の許可に係る広告出展料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第5（第20条、第24条関係）

1 高知公園

(1) 高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門

区分	単位	利用料
大人	1人1回	400円

(2) 駐車場

区分	利用料		
	基本利用料（最初の1時間まで）	超過利用料（超過時間30分までごとに）	夜間利用料（観光バスに限る。）
バス	550円	220円	3,100円
乗用自動車	350円	100円	—

2 室戸広域公園

表 省略

(1) 野球場

表 省略

(2) 運動広場

表 省略

(3) 雨天練習場

表 省略

(4) 屋根付き多目的広場

表 省略

(5) 附属設備

表 省略

3 野市総合公園

のいち動物公園

表 省略

4 春野総合運動公園

(1) 野球場

表 省略

(2) ソフトボール場

表 省略

(3) 運動広場

ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D

表 省略

イ 運動広場C

表 省略

(4) 多目的広場

表 省略

(1) 野球場

表 省略

(2) 運動広場

表 省略

(3) 雨天練習場

表 省略

(4) 屋根付き多目的広場

表 省略

(5) 附属設備

表 省略

3 野市総合公園

のいち動物公園

表 省略

4 春野総合運動公園

(1) 野球場

表 省略

(2) ソフトボール場

表 省略

(3) 運動広場

ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D

表 省略

イ 運動広場C

表 省略

(4) 多目的広場

ア 芝生広場

(ア) 専用の場合

表 省略

(イ) 共用の場合 (パークゴルフ場 (広場コース) の利用を含む。)

表 省略

イ パークゴルフ場 (林間コースに限る。)

表 省略

(5) テニスコート

表 省略

(6) 体育館

表 省略

(7) 球技場

表 省略

(8) 陸上競技場

ア 専用の場合

表 省略

イ 共用の場合

表 省略

(9) 水泳場

ア 専用の場合

表 省略

イ コース貸しの場合

表 省略

ウ 共用の場合

ア 芝生広場

(ア) 専用の場合

表 省略

(イ) 共用の場合 (パークゴルフ場 (広場コース) の利用を含む。)

表 省略

イ パークゴルフ場 (林間コースに限る。)

表 省略

(5) テニスコート

表 省略

(6) 体育館

表 省略

(7) 球技場

表 省略

(8) 陸上競技場

ア 専用の場合

表 省略

イ 共用の場合

表 省略

(9) 水泳場

ア 専用の場合

表 省略

イ コース貸しの場合

表 省略

ウ 共用の場合

表 省略

(10) 屋内運動場

表 省略

(11) 射撃場

ア 専用の場合

表 省略

イ 共用の場合

表 省略

(12) アーチェリー場

表 省略

(13) 相撲場

ア 本土俵

表 省略

イ 練習土俵

表 省略

(14) 会議室

表 省略

(15) 附属設備

表 省略

5 土佐西南大規模公園

(1) 集会所

表 省略

(2) 球技場

表 省略

(3) テニスコート

表 省略

(10) 屋内運動場

表 省略

(11) 射撃場

ア 専用の場合

表 省略

イ 共用の場合

表 省略

(12) アーチェリー場

表 省略

(13) 相撲場

ア 本土俵

表 省略

イ 練習土俵

表 省略

(14) 会議室

表 省略

(15) 附属設備

表 省略

5 土佐西南大規模公園

(1) 集会所

表 省略

(2) 球技場

表 省略

(3) テニスコート



表 省略

(4) オートキャンプ場

表 省略

(5) 多目的棟

表 省略

(6) 体育館

表 省略

(7) 運動広場

表 省略

(8) 大方地区キャンプ場

表 省略

(9) 多目的芝生広場

ア 陸上競技場

(ア) 専用の場合

表 省略

(イ) 共用の場合

表 省略

イ パークゴルフ場

表 省略

(10) 会議室

表 省略

(11) 附属設備

表 省略

備考 1 計算単位を時間で定めたもので、利用の時間が1時間未  
満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があると

表 省略

(4) オートキャンプ場

表 省略

(5) 多目的棟

表 省略

(6) 体育館

表 省略

(7) 運動広場

表 省略

(8) 大方地区キャンプ場

表 省略

(9) 多目的芝生広場

ア 陸上競技場

(ア) 専用の場合

表 省略

(イ) 共用の場合

表 省略

イ パークゴルフ場

表 省略

(10) 会議室

表 省略

(11) 附属設備

表 省略

備考 1 計算単位を時間で定めたもので、利用の時間が1時間未  
満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があると

きは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

2 1の(1)の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入場者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額とする。

3 1の(2)の表において、「夜間利用料」とは午後6時30分から翌日の午前7時30分までの間の利用料を、「バス」とは乗車定員11人以上の自動車を、「乗用自動車」とはバスを除く四輪の乗用自動車（ライトバン及びピックアップを含む。）をいう。

4 3の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入園者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額とする。

5 1の(1)及び3の表において、「大人」とは、18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）をいう。

6 4の(15)の表において、陸上競技場の照明設備を2分の1を超えて点灯する場合は、発電機を利用者自らが仮設するものとする。

7 5の(4)及び(8)の表において、「宿泊利用」とは午後3時から翌日の午後1時までの間の利用を、「一時利用」

きは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

2 1の(1)の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入場者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

3 1の(2)の表において、「夜間利用料」とは午後6時30分から翌日の午前7時30分までの間の利用料をいい、「バス」とは乗車定員11人以上の自動車を、「乗用自動車」とはバスを除く四輪の乗用自動車（ライトバン及びピックアップを含む。）をいう。

4 3の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入園者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

5 1の(1)及び3の表において、「大人」とは、18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）をいう。

6 4の(4)のアの(イ)及び(4)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、それぞれの表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

7 4の(15)の表において、陸上競技場の照明設備を2分の1を超えて点灯し、利用する場合は、発電機を利用者自らが仮設するものとする。

8 5の(4)及び(8)の表において、「宿泊利用」とは午後3時から翌日の午後1時までの間の利用を、「一時利用」

とは午前10時から午後4時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午後1時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。

8 5の(5)の表において、「宿泊利用」とは、午後3時から翌日の午前11時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午前11時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。

9 5の(4)の表において、「電源設備」の「1回」とは、テントサイト1区画の宿泊利用若しくは一時利用又はテングローサイト1区画の宿泊利用のそれぞれの1回をいう。

10 4の(4)のイの(イ)及び(4)のイ並びに5の(9)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、それぞれの表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

11 2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のイの(ア)まで、(6)から(8)のイまで、(9)のイ及びイ、(10)、(11)のイ並びに(13)のイ及びイ並びに5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のイの(ア)の表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、2の(1)から(4)まで、4の(1)

とは午前10時から午後4時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午後1時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。

9 5の(5)の表において、「宿泊利用」とは、午後3時から翌日の午前11時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午前11時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。

10 5の(4)の表において、「電源設備」の「1回」とは、テントサイト1区画の宿泊利用若しくは一時利用又はテングローサイト1区画の宿泊利用各1回をいう。

11 5の(9)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、同表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

12 2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のイの(ア)まで、(6)から(8)のイまで、(9)のイ、(9)のイ、(10)、(11)のイ及び(13)並びに5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のイの(ア)の表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(13)

から(13)まで及び(15)並びに5の(1)から(3)まで、(6)、(7)及び(9)の表において、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。

12 室戸広域公園の野球場、運動広場、雨天練習場若しくは屋根付き多目的広場、春野総合運動公園の野球場、ソフトボール場、運動広場、多目的広場の芝生広場（共用の場合を除く。）、体育館（トレーニング室を除く。）、球技場、陸上競技場（共用の場合を除く。）、水泳場（共用の場合を除く。）、屋内運動場、射撃場（共用の場合を除く。）若しくは相撲場又は土佐西南大規模公園の集会所（集会室を除く。）、球技場、多目的棟、体育館（トレーニング室を除く。）、運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場（共用の場合を除く。）を時間単位で利用する場合の利用料の額は、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)の(ア)まで、(9)の(ア)若しくはイ、(10)、(11)の(ア)若しくは(13)の(ア)若しくはイ又は5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)のアの(ア)の表に規定するそれぞれの区分の時間外利用料の額に利用時間相当数（利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算した時間数をいう。）を乗じて得た額とする。

13 特定公園施設の利用について放送設備、照明設備、冷暖

まで及び(15)並びに5の(1)から(3)まで、(6)、(7)及び(9)の表において、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。

13 室戸広域公園の野球場、運動広場、雨天練習場若しくは屋根付き多目的広場、春野総合運動公園の野球場、ソフトボール場、運動広場、多目的広場の芝生広場（共用の場合を除く。）、体育館（トレーニング室を除く。）、球技場、陸上競技場（共用の場合を除く。）、水泳場（共用の場合を除く。）、屋内運動場、射撃場（共用の場合を除く。）若しくは相撲場又は土佐西南大規模公園の集会所（集会室を除く。）、球技場、多目的棟、体育館（トレーニング室を除く。）、運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場（共用の場合を除く。）を時間単位で利用場合の利用料は、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)の(ア)まで、(9)の(ア)、(9)のイ、(10)、(11)の(ア)若しくは(13)又は5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)のアの(ア)の表に規定する区分に対応する時間外利用料の額に利用時間相当数（利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算した時間数をいう。）を乗じて得た額とする。

14 特定公園施設の利用について放送設備、照明設備、冷暖

房設備、電源設備その他の設備を利用する場合又は通常以上に電力を消費する場合は、各施設の利用料の額に当該設備の利用料の額又は規則で定める利用料の額を加算した額とする。

別表第6（第21条、第25条関係）

表 略

備考 第23条第1項の規定に基づき利用料金を指定管理者に収受させる場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「利用料」とあるのは、「利用料金」とする。

房設備、電源設備その他の設備を利用する場合又は通常以上に電力を消費する場合は、各施設の利用料の額に当該設備の利用料の額又は規則で定める額を加算した額をもって利用料の額とする。

15 第23条第1項の規定に基づき利用料金を指定管理者に収受させる場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「利用料」とあるのは、「利用料金の上限額」とし、当該利用料金の上限額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含むものとする。

別表第15（第21条、第25条関係）

表 略

備考 第23条第1項の規定に基づき利用料金を指定管理者に収受させる場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「利用料」とあるのは、「利用料金」とする。

高知県立都市公園条例の一部を改正する議案の概要

1 改正概要

消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率が平成26年4月1日から引き上げられる予定であり、引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うものである。

なお、高知県立都市公園条例で定める使用料、占用料、広告出展料並びに利用料は、一部を除き消費税の対象となる料金であり、消費税を含む金額で表示されている。このため、消費税の税率の改定の度に改定が必要であることから、今回、消費税抜きの金額に変更することで、円滑な執行を行おうとするものである。

○価格の計算方法

	条例価格の計算方法 (税抜き)	徴収額の計算方法 (税込み)
使用料	現行の条例価格（税率5%）に 100/105を乗じ、10円 未満切り上げ (統一的計算方法)	税抜き額×数量×税率＝徴収額 ※10円未満は切り捨て
占用料		
広告出展料		1 税抜き額×税率＝単価 ※10円未満は切り捨て 2 単価×数＝徴収額
利用料 (利用料金)		

2 改正となる使用料等

(1) 根拠条項等

- ①使用料・・・・・・・・・・条例第18条（別表第2関係）
- ②占用料・・・・・・・・・・条例第18条（別表第3関係）

許可実績の多い区分 (単位：円)

区 分	計算単位	現行	消費税率8%	消費税率10%
木柱、鉄柱、コンクリート柱支柱又は支線柱	1本	年額 1323 (1260)	年額 1360 (1260)	年額 1380 (1260)
電線電話線	1メートル	年額 63 (60)	年額 64 (60)	年額 66 (60)

※かっこ内は、消費税抜きの金額

※着色部が、引き上げとなるケース

- ③広告出展料・・・・・・・・・・条例第19条（別表第4関係）

許可実績の多い区分 (単位：円)

区 分	現行	消費税率8%	消費税率10%
行商及び宣伝活動	月額 903 (860)	月額 920 (860)	月額 940 (860)
露店	月額 903 (860)	月額 920 (860)	月額 940 (860)
業として行う写真撮影	月額 903 (860)	月額 920 (860)	月額 940 (860)

※かつこ内は、消費税抜きの金額

※着色部が、引き上げとなるケース

④利用料（利用料金）・・・条例第20条、第24条（別表第5関係）

・高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門

（単位：円）

区 分	現行	消費税率8%	消費税率10%
大人1人1回	400(390)	420(390)	420(390)

※かつこ内は、消費税抜きの金額

※着色部が、引き上げとなるケース

・駐車場

（単位：円）

区 分	現行	消費税率8%	消費税率10%
バス（基本料金）	550(530)	570(530)	580(530)
バス（超過料金）	220(210)	220(210)	230(210)
バス（夜間料金）	3,100(2,960)	3,190(2,960)	3,250(2,960)
乗用車（基本料金）	350(340)	360(340)	370(340)
乗用車（超過料金）	100(100)	100(100)	110(100)

※かつこ内は、消費税抜きの金額

※着色部が、引き上げとなるケース

(2) 改正履歴

①から③平成8年4月1日

④前回改正平成12年4月1日

(3) 増収見込み

①利用料は、指定管理者の収入となっており、県の収入にはならない。

参考 天守・懐徳館入館料 3,919千円 駐車場利用料 634千円

合計 4,553千円が指定管理者の収入増となる。

②占用料 80円

③広告出展料 3,010円

※使用料は、徴収実績なし